

京都市告示第 224号

平成16年9月7日付けで認可した沢尻町内会，平成23年12月12日付けで認可した西京極堤下町町内会，平成9年1月8日付けで認可した中部越後屋敷町自治会，平成20年10月28日付けで認可した小塩自治会について，地方自治法第260条の2第11項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示します。

平成30年7月25日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 沢尻町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
小東 宏樹	寺田 秀雄

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北上弓削町沢ノ尻 10番地の1	京都市右京区京北上弓削町スノコバ シ11番地の1

2 西京極堤下町町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
辰島 正記	辻 雅也

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区西京極堤下町20番地 の16	京都市右京区西京極堤下町18番地 の46

3 中部越後屋敷町自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
服部 善之	中路 千津子

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区深草新門丈町13番地	京都市伏見区深草越後屋敷町65番地の16

4 小塩自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
岡本 幸夫	長谷川 隆

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区大原野小塩町171番地	京都市西京区大原野小塩町390番地

(文化市民局地域自治推進室)